

専決処分の報告について

市道の管理<sup>かし</sup>瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、  
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成29年6月8日提出

秦野市長 古 谷 義 幸



## 専 決 処 分 書

市道の管理<sup>か</sup>疵<sup>し</sup>に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

### 1 賠償金額

93,087円

### 2 相手方、賠償金額等の内訳

#### (1) 人的損害に係る賠償（治療費、休業補償等）

秦野市戸川507番地の5

山 田 翔 10,755円

#### (2) 物的損害に係る賠償（自動車修理費等）

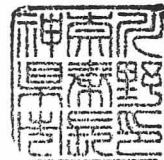
足柄上郡中井町松本1026番地の6

有限会社レッドボックス

代表取締役 佐久間 康 弘 82,332円

平成29年5月9日

秦野市長 古 谷 義 幸



### 事故の概要

#### (1) 発生日時

平成29年2月28日午前11時30分頃

#### (2) 発生場所

秦野市八沢138番地1先

#### (3) 事故の状況

山田翔さんの運転する自動車（リース車両であり、借受人は、有限会社レッドボックス）が、上記場所の市道77号線を走行中、アスファルト舗装の陥没箇所<sup>ひいぼ</sup>に右前輪を落とし込み、山田翔さんが頸部を負傷するとともに、車両の一部が損傷した。

#### (4) 本市の責任原因

市道の管理<sup>か</sup>疵<sup>し</sup>

#### (5) 本市の責任割合

30パーセント